

太陽光発電施設等 不適切案件専用窓口のご案内

関東経済産業局と資源エネルギー庁では、再生可能エネルギーの不適切事案についての専用窓口を設置しています。

地域住民の皆様や関係行政機関におかれましては、

再エネ発電設備に関するお困り事等がありましたら御連絡ください。

不適切な 太陽光発電の施設例

出典:資源エネルギー庁ウェブサイト



〈土砂流出による設備の崩壊〉



〈柵塀が未設置〉

再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT/FIP)の導入により、急速に再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えています。また平成29年4月の再エネ特措法改正で、発電事業者には関係法令の遵守や標識及び柵塀等の設置が義務づけられています。

■電話番号：050-3666-2868

■メール：support@r6kanto-fit.go.jp

(以上、関東経済産業局)

■再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する
情報提供フォーム(資源エネルギー庁)



〈関東経済産業局の不適切案件専用窓口(電話・メール)について〉

- 対応時間 9:00-12:00/13:00-18:00(土日祝・年末年始を除く)
- 窓口開設期間 令和8年3月31日(火)まで
- 関東経済産業局が上記電話番号もしくは050-3666-2869からご連絡する場合がございます。